

確認申請等（確認・許可・認定）手数料一覧（令和 7 年 7 月 1 日以降）

● 確認申請等手数料

床面積の合計（A）		確認申請及び 計画通知手数料	中間検査 手数料	完了検査手数料	
				中間検査あり	中間検査なし
建築物	$A \leq 30\text{m}^2$	8,600 円	12,900 円	13,000 円	14,000 円
	$30\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	15,600 円	19,600 円	20,000 円	21,000 円
	$100\text{m}^2 < A \leq 200\text{m}^2$	24,700 円	29,700 円	30,000 円	32,000 円
	$200\text{m}^2 < A \leq 300\text{m}^2$	26,900 円	38,500 円	40,000 円	41,000 円
	$300\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	35,500 円	39,800 円	43,000 円	44,000 円
	$500\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	63,700 円	46,600 円	53,000 円	55,000 円
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	107,000 円	47,600 円	61,000 円	64,000 円
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	192,000 円	100,000 円	110,000 円	120,000 円
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	321,000 円	160,000 円	180,000 円	190,000 円
	$50,000\text{m}^2 < A$	567,000 円	331,000 円	370,000 円	381,000 円
昇降機設備（1基につき） （計画変更）		23,400 円 （ 14,300 円 ）	—	37,000 円	
建築設備（1につき） （計画変更）		23,400 円 （ 14,300 円 ）	—	37,000 円	
工作物（1につき） （計画変更）		17,700 円 （ 11,100 円 ）	—	30,000 円	

備 考

- 1 確認申請の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。
 - ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）・・・当該建築に係る部分の床面積
 - イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）
 - ・・・当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）
 - ・・・当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1
 - エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合
 - ・・・当該計画の変更に係る部分の 2 分の 1
- 2 完了検査の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。

● 省エネ基準への適合に係る審査加算手数料（仕様基準）

床面積の合計（A）	用途	
	一戸建ての住宅	共同住宅等 [※]
$A < 200\text{m}^2$	13,000 円	
$200\text{m}^2 \leq A$	14,000 円	
$A < 300\text{m}^2$		23,000 円
$300\text{m}^2 \leq A < 2,000\text{m}^2$		36,000 円
$2,000\text{m}^2 \leq A < 5,000\text{m}^2$		57,000 円
$5,000\text{m}^2 \leq A$		72,000 円

※ 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分を有しないもの又は住宅部分のみの増築若しくは改築をする複合建築物

● 省エネ基準への適合に係る検査加算手数料

複合建築物の場合は、住宅用途及び非住宅用途に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額とする。

【住宅用途】

床面積の合計（A）	用途	
	一戸建ての住宅	住宅部分を有する場合
$A < 300\text{m}^2$	5,000 円	10,000 円
$300\text{m}^2 \leq A < 2,000\text{m}^2$		20,000 円
$2,000\text{m}^2 \leq A < 5,000\text{m}^2$		44,000 円
$5,000\text{m}^2 \leq A$		77,000 円

【非住宅用途】

床面積の合計（A）	用途	
	非住宅部分（工場等を除く）を有する場合	工場等
$A < 300\text{m}^2$	10,000 円	手数料なし
$300\text{m}^2 \leq A < 1,000\text{m}^2$	16,000 円	
$1,000\text{m}^2 \leq A < 2,000\text{m}^2$	26,000 円	
$2,000\text{m}^2 \leq A < 5,000\text{m}^2$	78,000 円	
$5,000\text{m}^2 \leq A < 10,000\text{m}^2$	124,000 円	
$10,000\text{m}^2 \leq A < 25,000\text{m}^2$	153,000 円	
$25,000\text{m}^2 \leq A$	192,000 円	

● 許可申請手数料

申請の種類	法令条項	建築審査会の同意	手数料
接道許可	法第43条第2項第2号	要	33,700 円
道路内の建築許可（公衆便所等）	法第44条第1項第2号	要	33,700 円
道路内の建築許可（公共用歩廊等）	法第44条第1項第4号	要	161,000 円
壁面線の特例許可	法第47条ただし書	要	161,000 円
用途地域内の建築許可	法第48条ただし書	要	182,000 円
特殊建築物の敷地の位置の許可	法第51条ただし書	要 (都計審)	161,000 円
容積率の特例許可	法第52条第10項、第11項、第14項	要	161,000 円
建蔽率の特例許可	法第53条第4項、第5項	要	161,000 円
建蔽率の適用除外許可	法第53条第6項第3号	要	33,700 円
敷地面積の最低限度の特例許可	法第53条の2第1項第3号又は第4号	要	161,000 円
高さに関する許可	法第55条第3項	要	161,000 円
高さに関する特例許可	法第55条第4項	要	161,000 円
日影による高さの特例許可	法第56条の2第1項ただし書	要	161,000 円
特例容積率適用地区における高さの特例許可	法第57条の4第1項ただし書	要	161,000 円
高度地区における高さの特例許可	法第58条第2項	要	161,000 円
高度利用地区における容積率、建蔽率、建築面積の特例許可	法第59条第1項第3号	要	161,000 円
高度利用地区における高さの特例許可	法第59条第4項	要	161,000 円
広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可	法第59条の2第1項	要	161,000 円
景観地区における高さの特例許可	法第68条第1項第2号	要	161,000 円
景観地区における壁面線の位置の特例許可	法第68条第2項第2号	要	161,000 円
景観地区における敷地面積の特例許可	法第68条第3項第2号	要	161,000 円
再開発等促進区等内の高さの特例許可	法第68条の3第4項	要	161,000 円
地区計画又は沿道地区計画内の高さの許可	法第68条の5の3第2項	要	161,000 円
予定道路に係る容積率の特例許可	法第68条の7第5項	要	161,000 円
仮設興行場等の建築許可（1年以内）	法第85条第5項	不要	120,000 円
仮設興行場等の建築許可（1年超）	法第85条第6項	要	161,000 円
一団地の高さ及び容積率の特例許可	法第86条第3項	要	1 建築物が2以下の場合 221,000 円 2 建築物が3以上の場合 $221,000 + 28,000 \times (n-2)$ 円 n: 建築物数
総合的設計による建築物の容積率及び高さの特例許可	法第86条第4項	要	1 建築物が1の場合 221,000 円 2 建築物が2以上の場合 $221,000 + 28,000 \times (n-1)$ 円 n: 建築物数
予定外認定建築物の許可	法第86条の2第2項	要	1 建築物が1の場合 221,000 円 2 建築物が2以上の場合 $221,000 + 28,000 \times (n-1)$ 円 n: 建築物数
予定外許可建築物の許可	法第86条の2第3項	要	1 建築物が1の場合 221,000 円 2 建築物が2以上の場合 $221,000 + 28,000 \times (n-1)$ 円 n: 建築物数

● 認定申請手数料

申請の種類	法令条項	手数料
仮使用認定	法第7条の6第1項第1号又は第2号	120,000 円
接道認定	法第43条第2項第1号	27,300 円
道路内の建築認定	法第44条第1項第3号	27,300 円
容積率の特例認定	法第52条第6項第3号	27,300 円
高さに関する特例認定	法第55条第2項	27,300 円
高架の工作物内における高さの特例認定	法第57条第1項	27,300 円
景観地区における高さ制限の適用除外認定	法第68条第5項	27,300 円
再開発促進区等内の容積率等の特例認定	法第68条の3第1項、第2項、第3項、第7項	27,300 円
地区計画等の区域内における容積率の特例認定	法第68条の4	27,300 円
防災街区整備地区内における容積率の特例認定	法第68条の5の2	27,300 円
地区計画等の区域内における高さの特例認定	法第68条の5の5第1項、第2項	27,300 円
地区計画等の区域内における建蔽率の特例認定	法第68条の5の6	27,300 円
一団地の特例認定	法第86条第1項	1 建築物が2以下の場合 78,300 円 2 建築物が3以上の場合は $78,300 + 28,000 \times (n-2)$ 円 n:建築物数
総合的設計による建築物の特例認定	法第86条第2項	1 建築物が1の場合 78,300 円 2 建築物が2以上の場合は $78,300 + 28,000 \times (n-1)$ 円 n:建築物数
予定外建築認定建築物の指定	法第86条の2第1項	1 建築物が1の場合 78,300 円 2 建築物が2以上の場合は $78,300 + 28,000 \times (n-1)$ 円 n:建築物数
一の敷地と見なすこと等の認定又は許可の取消	法第86条の5第1項	$6,480 + 12,000 \times n$ 円 n:既存建築物数
一団地の住宅施設における容積率等の緩和認定	法第86条の6第2項	27,300 円
全体計画認定	法第86条の8第1項	27,300 円
全体計画認定の変更	法第86条の8第3項	27,300 円
全体計画認定の変更	法第87条の2第1項	27,300 円